

日本遺産「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－」
インフルエンサーを活用した誘客促進業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

日本遺産「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－」
インフルエンサーを活用した誘客促進業務委託

(2) 趣旨

十日町市は、市街地でも平年の積雪深が2mを超える世界有数の豪雪地である。この地に大量の雪が降るようになった縄文中期以来、人々は雪と闘いながらもその恵みを活かして暮らし、現在まで住み継いできた。その中で育まれてきた歴史と文化のものがたり「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－（以下「認定ストーリー」という。）」が日本遺産に認定された。

これを受け、十日町市文化観光推進協議会では、十日町市内の事業者と共に認定ストーリー及び認定ストーリーを構成する文化財群等の文化資源を生かした文化観光を推進することで、博物館等の文化観光拠点施設を中核とした地域における多様なビジネスチャンスを創出し、地域経済の活性化に繋げるため、本業務を実施する。

(3) 内容等

インフルエンサーによる情報発信 ※詳細は仕様書の通り

(4) 委託期間

業務委託契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

2 見積限度額

(1) 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 見積書の作成にあたっては、各費目における単価上限及び対象外経費等（要領別紙1）に沿って作成すること。

3 業者選定方法

業者選定は公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- (3) 応募日から契約締結日までの間、新潟県及び十日町市において、指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税並びに市税に未納がないこと。

5 日程

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年11月6日（水） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和6年11月12日（火）正午（必着） |
| (3) 質問書回答期限 | 令和6年11月15日（金） |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 令和6年11月22日（金）正午（必着） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和6年11月26日（火）正午（必着） |
| (6) 審査会実施 | 令和6年11月28日（木）【予定】 |
| (7) 審査結果（採否）通知 | 令和6年11月29日（金）【予定】 |

6 質問・回答

(1) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和6年11月12日（火）正午（必着）
- ② 質問様式 質問書（要領様式1）
- ③ 提出方法 上記②を電子メール（容量3MB以内）にて提出することとし、電子メール送信後は、電話にてメールの到着確認を必ず行うこと。また、容量が3MBを超える場合については、ファイル交換サービスによる依頼メールを送信するため、事前に連絡すること。なお、電子メールの件名は、「日本遺産「究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－」インフルエンサーを活用した誘客促進業務委託に関する質問」として送信すること。
- ④ 提出先 十日町市役所産業観光部文化観光課文化観光推進係
電話 025-755-5133
E-mail t-bunka-kanko@city.tokamachi.lg.jp

(2) 質問に対する回答

- ① 回答期限 令和6年11月15日（金）

- ② 回答方法 質問書（要領様式1）の返答先への連絡及び原則として質問者匿名で十日町市ホームページに掲載する方法とする。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び業務委託仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により「参加申込等」を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加申込書（要領様式2）

本実施要領記載の参加資格を満たしていることを確認したうえで提出すること

② 直前の営業年度に係る納税証明書等

ア 市内に営業所を有する者

- ・市税の納税証明書（様式第50の2）
- ・納税証明書その3の2（個人用）
- ・納税証明書その3の3（法人用）

イ 市内に営業所を有しない者

- ・納税証明書その3の2（個人用）
- ・納税証明書その3の3（法人用）

ウ 暴力団等の排除に関する誓約書（要領様式3）

(2) 提出期限 令和6年11月22日（金）正午（必着）】

(3) 提出方法 持参又は郵送等で提出すること

(4) 提出部数 1部

(5) 提出先 十日町市役所産業観光部文化観光課文化観光推進係 住所 〒948-0079 新潟県十日町市旭町 251 番地 17

8 企画提案書の作成と提出

次の(1)～(5)を作成すること。用紙サイズは可能な限りA4判で統一すること。

(1) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、次の①～③を踏まえて提案をすること。

① 業務実施方針・企画内容

ア 実施方針

イ 企画内容（効果検証方法含む）及び業務実施におけるポイント

② 招聘予定者

ア 招聘予定者名及び選定理由／利用媒体（発信媒体）

イ フォロワー数等（購読者数等）

ウ 投稿回数

エ 行程（体験内容）案

③ 業務実施スケジュール（任意様式）

ア 委託者との協議も含め、着手から納品までの一連の流れ

イ 招聘（取材）時期

(2) 業務実施体制表（要領様式4）

業務を実施するための人員体制を記載すること。また、当該業務の一部を再委託する場合はその内容と予定される再委託先を記載すること。

(3) 見積書（任意様式）

- ① 総額（本体・税額を明記）を表示する
- ② 見積りには、本事業に係る一切の経費を含む
- ③ 費目における単価上限及び対象外経費等（要領別紙1）に沿って作成すること

(4) 過去に実施した類似業務の実績資料（任意様式）

過去に国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似業務の実績のうち、業務責任者又は業務担当者が実際に従事したもの。

(5) 提出期限 令和6年11月26日（火）正午（必着）】

(6) 提出方法 持参又は郵送等で提出すること

(7) 提出部数 7部（企業名を表示したものを2部、表示しないものを5部、ただし要領様式4における注意書きは企業名の記載を認める。）

(8) 提出先 十日町市役所 産業観光部 文化観光課 文化観光推進係
住所 〒948-0079 新潟県十日町市旭町 251 番地 17

9 審査

(1) 審査委員

① 審査委員長（1名）

十日町市文化観光課長（担当課長）

② 審査委員（4名）

十日町市文化観光推進協議会（2名）、十日町市文化財課（1名）、森の学校キョロロ（1名）

(2) 審査委員の守秘義務

審査委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(3) 審査方法

提出書類により、評価項目をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

ただし、審査をした結果、合計点が満点の6割に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とししないものとする。審査は、応募者の名称等を匿名で行う。

(4) 審査基準

要領別紙2のとおり

(5) 受注者の決定

審査で最も優秀とされた者を第1交渉権者とし、協議の上、契約書を締結する。第1交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

なお、企画提案書等の提出が1社のみであった場合、前項の審査基準に基づく合計点が満点の6割に達したときは、最優秀提案者とする。達しない場合は、契約締結できないものとする。

(6) 提案者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ① 本要領に定める提出方法によらず企画提案書等が提出された場合
- ② 本要領に定める提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合
- ③ 応募書類等に虚偽又は事実と異なる記載があった場合。
- ④ 提案事業費が、「2 見積限度額」を超えている場合。もしくは、見積書が費目における単価上限及び対象外経費等（要領別紙1）に沿って作成されていない場合。
- ⑤ 同一事項に対して2つ以上の企画提案をした場合。
- ⑥ 企画提案書の提出に対して談合などの不正行為があった場合。
- ⑦ その他契約担当者が予め指示した事項に違反した場合、又は参加者に求められる義務を履行しなかった場合。

10 選定結果の通知

選定結果については、令和6年11月29日（金）までに各社へ電子メールで通知する。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 営業に必要な許可・認可等を得ているほか、関係法令等を遵守すること。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 企画・作成を全て外部発注することは不可とする。
- (5) 決定した参加者の企画提案書の著作権は、発注者に無償・無条件で帰属するものとする。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (8) 受託者の選定後、契約までの間にかかる打合せ等の経費は受託者の負担とする。

12 問合せ

十日町市文化観光推進協議会事務局（十日町市文化観光課文化観光推進係内）

電話 025-755-5133